

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和 6 年 9 月 9 日

○出席委員（１１名）

委員長	瀬崎伸一	副委員長	世古雅人
委員	山本欽久	委員	南川則之
委員	濱口正久	委員	山本哲也
委員	戸上健	委員	木下順一
委員	坂倉広子	委員	尾崎幹
委員	世古安秀		
議長	河村孝		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・ 勢力総務課長、山本補佐
- ・ 中井市民課長、横田補佐
- ・ 榎健康福祉課長、北村副参事、大矢室長、杉本副室長
- ・ 小竹教育長
- ・ 奥村生涯学習課長、永野補佐、大田係長

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係	岡村なぎさ
書記	

(午前10時00分 再開)

○瀬崎伸一委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第13号、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、議案第14号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第15号、鳥羽市国民健康保険条例の一部改正について、議案第16号、鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第18号、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、請願第1号、鳥羽の子どもたちの「豊かな学び」の保障と充実を求める請願書についての議案5件と請願1件であります。

審査に入る前に、委員の皆様申し上げます。

本日、議案が複数ある課については、一括して説明を受け、その後、議案ごとに質疑を行いますので、ご承知おきください。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第13号、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

総務課長。

○勢力総務課長 皆さん、おはようございます。総務課の勢力です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第13号、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由といたしましては、市の執行機関において庁内連携により利用することができる特定個人情報を追加するため、所要の改正を行いたく、本提案とするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表のほうをご覧ください。

左側の修正案の新しいところのほうで、1ページから2ページにかけての一番最後の表のところになります。よろしくお願いいたします。

別表第2中「国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は被保険者資格に関する情報であって規則で定めるもの」を追加するもので、鳥羽市福祉医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務において、庁内連携により利用することができる特定個人情報を追加するものでございます。

施行期日におきましては、公布の日から施行するものであります。

なお、条例の施行規則、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正も同様に行っており、内容についても、市の執行機関において庁内連携により利用する特定個人情報について、事務の追加と当該特定個人情報の明確化を図るため所要の改正を並行して行っており、こちらも公布の日から施行するよう進めています。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第13号についてご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 ないようですので、次に、議案第14号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

子育て担当副参事。

○北村副参事 おはようございます。健康福祉課子育て支援担当の副参事の北村です。よろしくお願いします。

健康福祉課の改正議案といたしましては、議案第14号の1件となります。

それでは、議案第14号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書の4ページから5ページをご覧ください。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員の配置基準を改めるため、所要の改正をしたく、本提案とするものであります。

新旧対照表の3ページから4ページをご覧ください。

改正の内容としましては、小規模保育事業等について、満3歳以上、満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人の職員を置くこととされているところをおおむね15人につき1人とするよう改め、満4歳以上の児童おおむね30人につき1人の職員を置くこととされているところをおおむね25人につき1人とするよう改めるものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第14号についてご質疑はございませんか。

山本委員。

○山本欽久委員 すみません、ちょっと1点だけ確認させてください。

この該当する保育所が、神島保育所というふうに理解をさしてもらってとるんですけども、これで今後のその職員の配置とかに支障なんか出たりしますでしょうか。一応確認のため、お願いします。

○瀬崎伸一委員長 副参事。

○北村副参事 ご質問ありがとうございます。

今回のこの例規改正については神島保育所が該当してくるんですけども、既に神島保育所のお子さんの数は、この基準が変わってもその範囲内に収まっておりますので、職員の配置等に特に影響はございません。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 今回の改正、副参事の答弁では、神島保育所ということですけども、国の通達というか、こども家庭庁がいろいろ通達を出しとる中で、職員の配置基準というのを改めなさいということで、家庭的保育

事業以外に保育所とか幼保連携型認定こども園とかいろんなところのそういったところも見直しをしないと
いうことが出ております。鳥羽のほかの神島保育所以外の保育所はどのように、改正しなかったのかどうかも
含めて考え方をお聞きます。

○瀬崎伸一委員長 北村副参事。

○北村副参事 神島保育所以外の保育所につきましては、県のほうの条例のほうで既にもう改正がなされてお
ります。県のほうは6月に条例改正が終わっております。

今後につきましては、その県の条例、それから、今回提案させていただいておりますこの例規の改正に伴っ
て、全ての保育所において、新しい基準で職員の配置のほうを健康福祉課としては総務課に要求をしていき
たいと考えております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

ほかの保育所も、配置についてはいろんな障害というか、働き方改革とか職場の改善とかいろいろ言われ
る中で、国もこういった形で改正しなさいと出ていますので、鳥羽市もいろいろ問題あると思いますので、も
う一点だけちょっとお聞きしたいのは、今回、この3歳、4歳というところですけども、現場に行くと、ゼ
ロ歳から1歳、2歳というところの今の配置基準もかなり厳しい配置になつとるということで、この辺の国の
考え方というんですか、どういうふうに考えておられるのか、これに準じて改定していくという方向なのか、
この辺をお聞きます。

○瀬崎伸一委員長 北村副参事。

○北村副参事 令和5年12月にこども未来戦略が閣議決定されておまして、そこの記述の中には、1歳の職
員配置を6対1になっているんですが、これを5対1にしていく方向で記述がなされております。ただ、今の
国の最低基準によりますと、対象年齢が低くなればなるほど保育士が多く必要になることから、今後、そう
いった低年齢のお子さんの配置を変えていくとなると、それだけ職員の確保が必要になってきますので、今、保
育士のほうの資格を持っている方というのを探すのに非常に苦労しているところもありますので、そのあたり
はまた総務課のほうとも相談していきたいと考えております。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 副参事が言われたように、保育士の確保が難しいというところは重々分かるんですけども、
やっぱり鳥羽市を挙げてそういったことに対応していくという姿勢が必要やと思いますので、ぜひ、市長、副
市長に言って、職場の改善というんですか、それをしないことには、いつまでたっても、答弁では、1歳を
1対6から1対5というのは出とるということですので、今、ゼロ歳児でも1対3、2歳児でも1対6という
ことで、先ほど1歳児の例を挙げてもらいましたが、1人の保育士が6人の1歳児を見るというのは本
当に至難の業やと思うんですね。その辺は現場の声もかなり届いておって、どこの市町も改善していかないか
んというところがありますので、何とか保育士が鳥羽市に来てくれやすい体制というんですか、を構築してい
ただくようにぜひまた、課内だけではいけませんので、鳥羽市全体で協議をしていただきたいなと思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 今、南川さんが言われたように、職員不足ですと、これはもうずっと言われとる話やと思うんやけど、ただ、近隣市町と比べてうちの給料体系はどんなもんなんですか。一緒ですか、それとも安いとか高いとか。

○瀬崎伸一委員長 北村副参事。

○北村副参事 申し訳ありません。それは正規職員の話ですか。

○尾崎 幹委員 そうですね。

○北村副参事 正規職員は、総務課の部分になるんですが。

○瀬崎伸一委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 総務課、山本です。よろしくお願いします。

先ほどの正規職員の給料体系なんですけれども、基本的には、近隣の市町も人事院勧告による給料表を使っておりますので、大きく差は生まれてこないのかなとは考えております。ただ、伊勢市さん、志摩市さんになってきますと、民間のところが多いところですので、その給料体系との比較は行っておりません。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 ただ、保育士だけの問題じゃないと思いますので、そこら辺はやっぱりちゃんと密に調査してもろて、やっぱり今、人手不足、一円でも高いところへ移っていくわけですから、そこら辺は加味しながら、人材確保というものは今必要になってきとると思いますので。もうこれだけじゃなしに、職員さんも一緒やと思いますので、そこら辺は一遍ちょっと検討する材料じゃないかなと思っていますので、今後の課題やと認識しておいてください。お願いします。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ないようですので、次に、議案第15号、鳥羽市国民健康保険条例の一部改正について、議案第18号、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、担当課の説明を求めます。
市民課長。

○中井市民課長 改めまして、おはようございます。市民課、中井です。

それでは、提出しました議案について説明申し上げます。

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第15号、鳥羽市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものとして提案するものでございます。

内容としましては、国民健康保険法の一部改正に伴いまして、引用する条項の整理等を行うものでございます。

令和6年12月2日より医療保険の被保険者証がマイナンバーカードに一体化され、被保険者証は新たに発

行されなくなります。従来の被保険者証や資格証明書等の廃止に伴いまして、その届出等の扱いに係る条項も削除、改正されることとなります。

それでは、新旧対照表の5ページをご覧ください。

条文の改正内容としましては、第10条の改正で2か所となります。

第10条中「第9項」を「第5項」に、もう一つは、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」、これを「又は虚偽の届出をした」に改めるものでございます。

「第9項」を「第5項」とする部分は、国民健康保険法の第9条の内容が改正されることに伴う項ずれで、もう一つは、被保険者証の廃止により改正されるものです。

施行期日は令和6年12月2日で、附則は、経過措置として、罰則の適用について記してございます。

議案第15号の説明は以上となります。

続きまして、議案書の11ページをお願いいたします。

議案第18号、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてでございます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することにつきまして、関係地方公共団体と協議するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、議会の議決を得たく、提案するものでございます。

内容としましては、三重県後期高齢者医療広域連合規約の別表第1中の文言の変更で、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

国保と同様に、令和6年12月2日より被保険者証がマイナンバーカードに一体化され、従来の被保険者証や資格証明書等が廃止されることに伴うものでございます。

広域連合規約の施行期日は、令和6年12月2日でございます。

議案第18号の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第15号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ないようですので、次に、議案第18号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ないようですので、次に、議案第16号、鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

生涯学習課長。

○奥村生涯学習課長 生涯学習課、奥村です。よろしくお願いします。

議案書は、8ページになります。新旧対照表は、最終6ページでございます。

議案第16号、鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、運動施設の利用促進を図るため、利用料金の還付に係る規定を見直すことから、所要の改正をしたく、本提案とするものでございます。

この先は、提出をしております生涯学習課の資料及び新旧対照表の最終ページのほうでご説明をいたします。まず、生涯学習課の資料からご覧いただきたいと思います。

本議案なんですけれども、条例のほうには大まかなことが決まっております、条例施行規則でその詳細を定めておりますため、この条例の改正の新旧だけ見ていただいても何のことかちょっと分からないというところがありますので、この資料を用いて説明をさせていただきます。

その本文の見出し文のところですが、今回の改正は、条例において指定管理者の承認により還付可能であるということの規定し直し、同時に改正を進めております条例施行規則において、その具体的な内容を整理し直す形式となっております。

ということで、議案の議決案件ではございませんが、施行規則の改正内容を以下の表に記しております。

今回改正をしておりますのは、還付のところでございます。この表の中段にあります令和5年12月に1度改正をしております、今回も改正となります。それ以前が、1行目に書いてありまして、申請期間、使用日の3月前まで受理しないというのがこれまでの内容でした。そのときの還付の取決めが、半額還付は5日前まで、全額還付という規定はありませんでした。令和5年12月に改正をしたときに、申請期間を24月前からということで改正をさせていただきましたが、還付のほうは触らずに来ております。一番下ですね、今回の改正なんです、還付につきまして、全額還付期間を新たに設けさせていただきました、3月前まで、それから、半額還付期間を5日前から3日前までと改正させていただきました。

これ、どういう声があったかというところで、吹き出しのところとその左下の矢印のところがあります。矢印のところ、少しレアなケースなんですけれども、右の吹き出しのような声をいただくことがあり、利用者の利便性向上による利用促進を図るものということで、まず全額還付のほうなんです、随分前から申請ができるようになりました、大会の会場等として一度申請して許可を得ると、日程変更時、半額を払わないかということで、こういう声がありまして、それを全額対応できるように変えさせていただいたのが、その全額の3月前までという改正になります。

半額還付のほうですが、吹き出しのところ、雨天時の予備会場として室内を借りる、外を使いたいんやけど、外が雨やったら使えへんもんで中を借りておきたいというようなときに、最近、週間天気予報等が随分分かりやすくなってきて、そういうなるべく直前までキャンセル料が少なくなるようにという判断もありまして、5日前を3日前と変えさせていただくものです。

こういった形で条例施行規則を改正する、それに合わせて条例を変えているということでございます。

見出し文の2段落目のところへ戻っていただきたいんですが、また、公布日前に出された使用許可についても、条例施行後のキャンセルによる還付ができるよう附則でうたっています。これまでもう申請済みのものでも、今回の還付が適用できるようにさせていただきました。

新旧のほうへ今度はお願いいたします。

新旧のほうで、第12条第3項1号のところに、「使用者の責に帰することができない理由で使用できなかったとき」というのを旧のところに書いてありますが、新のほうでは消えております。これは、同じ内容が規則のほうにもうたわれているために削除させていただくものですが、雨天等で利用ができない場合の対応のこととございます。こちらは施行規則のほうにも文言がございますので、削除させていただきました。

その関係で、2号立てになっておりましたこの第12条第3項が1号しかなくなったということで、2号の記載内容のところを整理しまして、第3項の本文にまとめさせていただいた、このような改正内容となっております。

説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第16号についてご質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 まずお聞きしたいのは、現行の問題で、課長から、いろいろそういう声があるということで、現行が、予約してから5日前までは一部半額還付、5日前、使用までは還付なしということで、5年度というか、実績として、そのキャンセルしてこういったことを受けた件数を教えてください。

○瀬崎伸一委員長 大田係長。

○大田係長 教育委員会生涯学習課の大田です。よろしくお願いします。

令和5年度のキャンセルの実績件数を申し上げます。キャンセルの実績件数としましては、34件ありました。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 というか、質問したように、一部半額還付したのはどんだけで、還付はないけれどもキャンセルした、両方教えてください。

○瀬崎伸一委員長 奥村課長。

○奥村生涯学習課長 先ほどのキャンセル料のうち、今回の改正で全額還付、これまで対応がなかったものが、3月前までになって還付をしたというのは、担当者が指定管理者に確認したところでは、ないということを聞いているんですが、その前、昨年、令和4年以前にもこういう話を聞いておりまして、そのときには1件あったかのように記憶しています。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 そうすると、ちょっと答弁が、還付なしの5日間でキャンセルした例はないということですか。

○瀬崎伸一委員長 奥村課長。

○奥村生涯学習課長 すみません、もう一回お願いします。還付なしの5日間で。

○南川則之委員 5日間前から使用の当日までは、還付はしないけれども、そのまま使用してもらったらええんやけども、キャンセルした例はないかということを聞いとるんです。

○瀬崎伸一委員長 奥村課長。

○奥村生涯学習課長 その件数は、すみません、把握しておりませんが、その間のキャンセルでキャンセル料を払っているというのは、普通にあるという肌感覚でございます。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 議案を上げるということは、詳細に中身を確認して上げてほしいというのが1点と、それから、先ほどの答弁で、34件、5年度で一部還付しましたということで、その34件のうちに、教育委員会主催の事業でキャンセルが発生したものと、一般市民がその利用でキャンセルが発生したものと、どれだけあるか教えてください。

○瀬崎伸一委員長 奥村課長。

○奥村生涯学習課長 教育委員会の場合、元から利用料が免除されておりますので、キャンセル料は発生しておりません。先ほど申し上げた数字は全て民間といいますか、そういった形になります。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 何が言いたいかというと、この予約の日の話なんですけれども、ホームページで見ても、一般の利用者というのは3か月前から受付できますよとなっています。また、教育委員会が、別に定める区分によって、教育委員会主催の施設の利用、あるいは教育委員会が後援しとる施設の利用については、24か月前に予約ができるというようなことを聞いとんなんですけれども、それはそうですか。

○瀬崎伸一委員長 奥村課長。

○奥村生涯学習課長 例えば市、県、国、それから、運動施設ですので、スポーツ少年団とか体育協会、そういった公的な意味合いの強いものが利用申請をする場合に24月前から可能となっております、それ以外、一般の利用が1年前、それから、単に練習、稽古にすぎないもの、それが3月前というふうな区分になっております。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 そのことなんですけれども、条例では、規則の中にもうたってある、24月前から可能ですよということで、それと、先ほど私が言ったように、ホームページでは3か月前から受付しますということで、いろいろ問合せがある中で、そういったことで期限を切られとるケースがあるもんで、どんな活用でも、中央公園のそのスポーツ利用というのは、市民であれ、教育委員会が主催するいろんな公的な意味合いがあれ、同じような予約日というんですか、期間から発生して、この今の改正からすると、3か月前は全額還付というところになっていますけれども、あくまでも、公的なところで学校とかそういうところが仮置きみたいな形で取って、3か月前やったら還付できるとか、それではいかんと思うんですわ。もう少し、予約日も、みんなが同じ日からスタートして予約する、それから、還付もこういった形でできるというのがいいと思うんですけれども。

それともう一点は、その5日前を3日前にするということは、もしキャンセルした場合に、その後の利用というのが、次の人の利用がなかなかできへんと思うんですわ。そうすると、空きになってしまっ、結局は、指定管理者をそんだけ配置して、職員も、指定管理者が、こんな大会があるもんでいろんなことをせないかんと配置しながら、実際は料金が発生しないということは、これは民間ではあり得へんことで、何か教育委員会が自分らのやりやすいようにやっとなるような感じで、やっぱり指定管理者であるそういう企業でも、この逆の

発想というんですか、予約した限りはしっかりとお金を払ってもら、施設を利用してもらおうというところは普通は着眼点で、これを緩和するというのはどうかなと私は思うんですけれども、その辺はどうですか。

○瀬崎伸一委員長 奥村課長。

○奥村生涯学習課長 おっしゃること、とてもよく分かっております。逆に利用者側のほうから、この還付の期間をなるべく短くしてくださいという声が出てきて、その折衷案というようなところもございます。正直申しまして、伊勢市、志摩市の運用がかなりもっと実は利用者側に優しいといえますか、そこまで何とかできんのかというような声もあったところを、鳥羽市、どこまでできるかなということで、指定管理者さんとも相談をさせてもらって、何とかこの辺までできへんかなと言って話してきた経緯として、この5日を3日までにするのが、利用者側からすると精いっぱいやったというような形になります。逆の観点で言いますと、指定管理者側という形で見ると、今回厳しかったとは思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ということで、指定管理もやりにくいというところがあって、その辺は指定管理のいろんな契約の中で話をせないかんことやと思うんですが、一番私が言いたいのは、いろんな人がこの中央公園を使うに当たって、同じ基準というんですか、それをしていかと、教育委員会主催とか教育委員会の後援を取ると24か月前とかができるということで、そういった取る作業というのも大変な団体もおったりとかして、今、伊勢市や志摩市の話もされたんですけれども、鳥羽に住んでおりながら伊勢市の団体に入って活動している市民もおります。その中で、その団体が鳥羽のその施設を利用するとなかなかハードルが高いというような声も聞くので、やっぱり同じ目線で差別せんと、こういった予約からキャンセル、発生する発生しないは別にして、やってほしいのと、あとは、指定管理者がきちっと仕事ができて管理ができるという体制をしっかりと構築してあげてほしいと思うんですけれども、その辺どうですか。

○瀬崎伸一委員長 奥村課長。

○奥村生涯学習課長 まず1点なんですけれども、以前は、後援を教育委員会、市等が出していた場合に少し早く予約できるというような申合せがあったように思うんですが、それを令和5年12月の改正のときにもう撤廃しまして、基本的には1年前から取れるようにさせていただいて、いろいろお客さんを集めたりしやないかん行事も全部、早くから準備できるようにさせていただいた改正をさせていただきました。

ですので、今、後援の有無にかかわらずに予約期間は定まっています。その中で、どうしても公的な意味合いの強いもの、1年前からもう日程を押さえないと動けないものがあるように思っておりまして、そういうものを少し、その1年以上前から取れるようにしないと、告知もしなければいけないというものがあります。そういった対応をするために、公的な意味合いの強いものは2年前というふうにさせていただきました。

十分、その1年前、2年前というところで、まだ始まったばかりではあるんですけれども、そんなにその差があるというか、のようには私どもは捉えていなくて、どうしても事務の事務上とか、1年以上前から取らないかんものが多いのがやはり公的なものが多いので、そのようにさせていただいたということです。

それから、単に練習、稽古でというのを早くから取るような形にしますと、またその公的なもの、民間さんが早くから押さえてやりたいもののところにたくさん練習とかが入ってしまうと、また予約ができなくなって

しますので、そちらは3月前とさせていただいたという内容です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 教育委員会が今やっとなる中身というものを確認してもらいましたけれども、やはり私が言うたのは、仮置きみたいな形で、言うたら、学校が1年間の行事の中でスケジュールを組んで押さえるとか、今、課長が言われたように、大きな大会で2年前から準備をせないかんというのは分かるんですけども、しっかりと、予約した限りは利用してもらおうということで、なるべくキャンセルが発生しないような取組をしてもらって、きちっと中身を確認して、ここにありますように、指定管理者が特別の理由があると認めたときというのは一定還付ということになっとなるけども、なかなか曖昧な文章で、指定管理者が本当にそこまで考えられるのかということもあったりして、やっぱり教育委員会のそういう公的なところに負けてしまって、一般の人が本当に利用したくても利用できないというケースもあるような感じで聞いていますので、やっぱり平等でやってほしいというのが私の意見と、それともう一点教えてほしいんですが、施設の中で、多目的な広場という形で一番端っこのところにあるんですけども、一つの施設がですね。スポーツ少年団でも何でもいいんですけども、一つの団体が押さえると、隅でやる、グラウンドゴルフとかそういった団体が、同じようにそこを借りに行っても空いていないとか言われて使えないというケースもあったりして、そんな形でも、使う内容によっては複合的な使い方ができるような、そういう予約ができるような体制をしてほしいと思うんですけども、その辺はどうですかね。

○瀬崎伸一委員長 南川委員、議案の範囲内でお願いできますか。

○南川則之委員 というふうにして、またこれはちょっと考えてほしいと思うんですが、そういった声もあるもんで、そういった声の中で、しっかりとこの料金の還付というところも考えてほしいと思いますので、あまり差別するというか、一般の市民と、先ほど公的な機関がやるというところをあまりにも差別しとんと違うのかなと私も思いますけれども、その辺はどうですかね。

○瀬崎伸一委員長 奥村課長。

○奥村生涯学習課長 重ねての答弁になってしまいますけれども、これまで3月前ということで、それを一般的には1年前とさせていただいたので、十分その前から予約ができるようになったなというふうには感じております。そのうち、どうしても、例えば何かの全国大会とか、例えば水産分野の国を挙げての大会ですとか、そういったものになってきますと、どうしても1年前からの予約というのは必須になってきます。そういったところで、そういったものがどういうところにあるかなというふうに調べさせていただいたりした中で、特定の公的な意味合いの強いものについては1年以上前からとさせていただいたので、民間の方がそこまで、1年以上前から取りたいんだというのは、まだ私どもの耳にも入っていないと思っておりますので、そのような形で進んできていると思っております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

どうぞ、坂倉委員。

○坂倉広子委員 すみません、1点確認させていただきます。

防災の観点からちょっと聞かせていただきたいんですけども、災害が今起こってくる、また、事前防災と

いうことで、早くから周知していただいているという市の全体の流れというのは伺っておりますけれども、こういう防災の観点からお考えになられたのかなというのを確認させていただきたいと思って、聞かせてください。

民間の方が、今、天候に左右されるという、今までがあると思うんですけれども、もう天気も早くに教えてもらう、周知できるようになってきていますし、そして、今、自然災害ということがすごくたわれておりますので、そういうふうなことも考えられたのかなということをちょっとして、この条例の改正になったと思うんですけれども、そこを聞かせてください。

○瀬崎伸一委員長 奥村課長。

○奥村生涯学習課長 新旧対照表の第12条第3項第1号のところで、使用者の責に帰することができない理由で使用できなかったときというのが旧のところに書いてございます。この使用者の責に帰することができないの一つに、雨天の外でできないということが入っております。こちら、新のほうでは消えておりますけれども、消えたわけではなくて、施行規則のほうで同じ内容がもともとありましたので整理させていただいて、そこには変わりはありません。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 分かりました。ありがとうございます。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、ちょっと教えていただきたいんですけれども、今回、運動施設のこの還付に関する条例の改正なんですけれども、幾つかパターンがあると思います。これ、利用者の側に寄り添った条例の改正やと思うんですけれども、先ほどありました施設管理者というところと、それから、施設の中でも、外グラウンドと中の体育館とかという状況があって、それぞれのレアなケースを書いているんですけれども、これ、外が多分雨の場合にキャンセルというのは、より、3日前までなので、対応していただいて使いやすくなっている、利用者の声としてはなっていると思うんですけれども、これ、中も同じような状況でというのを判断させて、対象になるということでよろしいのでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 奥村課長。

○奥村生涯学習課長 はい、運動施設全般ですので、中、外かわらずです。

○瀬崎伸一委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 中の場合は、多分、これ、いろんな事情があって、それに対して、3日前までだったら対応するということはあると思うんです。中でキャンセル、直前になった場合、外とは違って、なかなかその後、急に中を使用できるとかというのがすごく心配な部分があるので、そうすると、これ、逆に、この指定管理者にとってみれば収入が減るのではないかなという部分があって、指定管理料に影響するかなと思うんですけれども、その辺のところはしっかりと話し合いで合意形成は取れているというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 奥村課長。

○奥村生涯学習課長 基本的に指定管理者さんは、私どもも協議もさせていただくんですが、市の取決めにその

ように運用させていただくのが指定管理者の務めですということでお話を昔からいただいております。その中で、今回の改正について、まず一つ、全額の還付を入れさせていただきました。こちらについて3月前までとしていましたのは、別のつけさせていただいた資料、もともと3月前からしか予約を取っていなかったのも、再度予約を取るチャンスがあるということで、ここ、全額について、分かったよという話を言うていただきました。半額について、5日前を3日前までというのは、少しきついですが、分かったよという話でございます。

○瀬崎伸一委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。今回改定していただきましたけれども、これ、利用料金とか利用料とかも含めて、近隣市町等のまた利用状況とかしっかり確認していただいて、今後また改正が必要であれば協議していただきたいと思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ないようですので、続いて、請願の審査に入りますので、説明員の皆さんは退席をお願いいたします。

それでは、請願第1号、鳥羽の子どもたちの「豊かな学び」の保障と充実を求める請願書について審査を行います。

既に本会議で紹介議員から朗読していただいておりますので、朗読は省略します。

請願第1号について、ご意見はございませんか。

世古委員。

○世古安秀委員 ちょっと補足説明させていただいてよろしいですか。

○瀬崎伸一委員長 はい、どうぞ。

○世古安秀委員 この請願につきましては、毎年上げさせていただいているものです。それで、今年については、請願の理由の中で、就学援助を受けている児童生徒の人数が書いてあります。請願の理由の1番のところの10行目ぐらい下の中に「鳥羽市においては、今年度就学援助を受けている児童生徒の割合が小学校は21.2%（昨年度20.0%）・中学校が24.9%（昨年度24.2%）となっています。これは、小・中学生のおよそ4.4人に1人の割合であり、昨年度よりも厳しい状況が生じていることを示しています」ということで、昨年度よりも厳しくなっているというふうなことが一つです。

あと、請願の理由の3番目のところですが、避難所の場合というふうなところで、その3番の6行目ですが、「避難所が体育館の場合、滞在する期間、夏の暑さや冬の寒さをしのぐため、空調設備はなくてはならないものです」。そして、新たに今年は、「またWi-Fiの設置も被災者の情報取得が必要となります」ということで、Wi-Fiの設置も必要ですよという文言を今回はつけ加えさせていただいたというふうなところです。

追加は以上です。よろしくご検討をお願いいたします。ご審査をお願いします。

○瀬崎伸一委員長 紹介議員より補足説明もいただきましたけれども、何かご意見はございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 この2番のほうの、子供たちだけのことじゃなしに、やっぱり教える側のことが、これ2番に入っとると思いますけれども、現状は、皆さんご存じやと思うけれども、やっぱり先生らも1か月40時間しか残業できない。そやけど、残業せざるを得へんような教職員の数なんですね、三重県は。その中で、これは毎年同じような文言で出てきますけれども、現にサービス残業が、市の職員でも一緒なんですけれども、これをやっぱりちゃんと徹底調査しますぐらいの文言に変えやな、毎年同じ。それで、先生のなり手がもうおらないようになってきたと、深刻な状況が今、三重県はもう発生しとんですよ。何かこれ優しい言葉になっとんやけど、ほんで、鳥羽の小・中学校の教職員さんらが、月40時間の残業で、平等で公平な教育ができとるかというんをやっぱり一遍僕らも調査するべきやと思っています。

その中で、35人学級になる、それは先生の数が少ないよって、こうなってきたと思うんやけど、現実、一番の問題はサービス残業なんですよ。これ、労働基準局が調べたら、もうこんなもん会社、潰されるような流れができていまして、鳥羽でもかなり残業が先生らは増えとると思います。そこら辺の中身をやっぱり明確にした中での請願にしていかないかんのじゃないかなと思ってますんやけど、皆さんの意見をちょっと聞きたいなと思っています。

○瀬崎伸一委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 この今、尾崎委員が言われた請願の中身なんですけれども、2番のたしか後ろのほうのところに入っていると思うんです。これ、先ほど言われた「誰一人取り残さない学びの保障を実現するため、人的配置を含めた教育予算の拡充と教育条件の整備をすすめていくことが、多くの教育課題の解決へとつながり」と、「子どもたちの「豊かな学び」を保障」と、その下に「以上のような理由から、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を切望するもの」であるということを書かれているので、おっしゃったことは一応書かれていると思います、この請願に関しては。

請願の内容的にはこれでいいかなというのと、先ほど言われたことはまた別で、調査の必要があるのかなと思いますけれども、県の職員のところなので、ここは、請願はこれでいいのかなと思います。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やっぱり私が出すもんやもんで、この今、濱口委員が言われたように、最終的な中身をみんながやっぱり把握しとるかという問題をちゃんとしていかないかんのじゃないかなと。毎度同じ文言やでね。25年、26年同じ文言が入ってきて、出してくるだけやで、「拡充」という言葉で。そこをやっぱりちゃんと、私らも請願を出す限りは、実態調査というもんをあった中の請願に変えていかないかんのじゃないかなという意見を僕は言うつもりでおるんです。

これは、書いてある、書いていないじゃなしに、現実、皆さん、本当に知つとるのか。先生、辞めていく人が多くて、三重県が教職員の配置をやっていますけれども、現実、鳥羽市議会として、これ請願を出す限りは、先生らの実態を一遍、明確なやっぱり先生らの声を聞くべきやと思っています。そうせな、幾らたっても、これ組合が出してきて、組合の方向性やいう流れの中で終わつとるわけやもんで、これ毎年一緒なんですよ、ほとんど。これはやっぱり改善されてへんという答えにならへんのかなと。

これそやで、国のほうですよ、今回これは。そやけど三重県のほうにも出すべきやと思っています。教育

委員会の先生の配置に関してはほとんど三重県が管理しとるわけですから、僕らはやっぱり施設の問題だけやもんで、そこら辺に請願の内容自体を皆さんが把握することによって、やっぱりこの一番最初に書いてあるように、学びの充実に変わると思いますので、そこら辺は本当に先生の内容というのを皆さんご存じかなと思ったもんで、ちょっと質問させてもらいました。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 今回、尾崎委員が言われたことなんですけれども、今回、請願です所以我们たちが出されたものを、請願書を受理するかどうかということを決めていただきたいと思います。尾崎委員が言っているのは意見書のことだと思うので、私たちが出すときの意見書としては、またそれはそれで別で議論をしっかりとやるべきかなと思いますので、それはまた今回の請願に関しては、これを、出されたものを受理するかということを決めていけばいいのかなと思います。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 そういう意見はそれでいいと思います。この毎回出しとる請願ですから、本当に先生の声を一遍聞いてみて、鳥羽の小・中学校の先生らが本当に豊かな学びができとるかということら辺をやっぱり確認作業も一度はしていくべきやと。もうやっぱり本当に先生、辞めていく人らばかりやでね。もうそこをやっぱりちゃんと考えた中の請願に変えて、それで、今、濱口委員が言われたように、意見書は意見書として、鳥羽市議会としてしっかりと三重県に出していかな。南のほうは、本当に格差が生まれています。そういうことまでみんな調べてやっていくべきかなと思っていますので、これは皆さん、危惧してもらおうような案件やと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 世古委員。

○世古安秀委員 ちょっと補足させていただきますけれども、これは国のほうへ、請願を受けて意見書を出します。それ以外に、県と教育委員会のほうへも出す要望書というような格好で先生から、今日は昼休みにその署名をもらいにまた来ると思いますので、また県には別に要望書を出すということでなっております。

(「請願として出すの。意見書」の声あり)

○世古安秀委員 請願ではないです。要望書として出すという、そういう段取りになっていますので、ちょっとつけ加えます。

(「内容を把握してほしいということです、僕は。鳥羽も大変ですから。以上です」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 議長。

○河村 孝議長 この場は、請願を採択するかしないかというのが一番です。まずそれを議論していただくということです。意見書に基づいて、紹介議員にお伺いします。このままの文言で国への意見書とするような、意見書案がついていないので、今回の資料については、この文言がこのまま意見書案として出てくるというふうを考えていいんですかね。

○瀬崎伸一委員長 世古委員。

○世古安秀委員 これは請願ですので、これが採択された後、意見書をまた皆さんに提出させていただくということになります。そのときにまた審議をしていただくということになると思いますけれども。

○瀬崎伸一委員長 議長。

○河村 孝議長 毎年の例ですと、ほぼほぼこのとおりのところで意見書案が出てくるというところで、市議会として、じゃ、その意見の取扱いをどうするかということを決めるのが、まず採択をして、次の意見書の話になると思うんですよね。尾崎議員が心配されとるその教職員の待遇については、例えば、県職員ではありますけれども、特に南鳥羽がという実感が尾崎議員があるということであれば、この行政常任委員会でもたその所管事務調査をみんなで議論してやろうということであれば、それも一理だと思いますので、またその辺は正副の委員長で検討していただいて、諮っていただければどうかなというふうに思います。まずここは、請願の採択をするかどうかというところを議論していただければなと思いますけれども。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 それでいいですよ。ただ、本当にこの請願の中身を皆さんがちゃんと知っとるかということを確認させてもらうただけ。やっぱり請願で、すごい重たいものなんですよ。そやで、今、議長が言われたように、これを出すことによって意見書というものが明確になってきます。その明確さが、25年一緒やということです。

以上です。変わっていないということ。

○瀬崎伸一委員長 議長もおっしゃっていただきましたが、この場合は、請願を受けるか受けないかというような議論になりますので、その点についてご質問をいただければなと思いますが、ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 いいですか。

それでは、ないようですので、以上で付託された議案については全て説明を受けました。

続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ないようですので、説明員入室のため暫時休憩をいたします。

何分取りますか。

(「10分」「5分」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 5分お願いします。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時07分 再開)

○瀬崎伸一委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

採決に先立ちまして、先ほどの請願の件につきまして補足説明がございますので、事務局より説明をいたします。

事務局、岡村さん。

○岡村議事総務係書記 すみません、事務局の岡村です。

先ほどの請願第1号の件でちょっと補足をさせていただきます。

意見書案のほうをちょっと資料としてつけ忘れておりまして、大変申し訳ございません。休憩の間に皆さんに配らせていただきました。

この意見書案なんですけれども、ただ、請願の内容とほぼほぼ同じものとなっておりますので、この請願の内容について、特に何も問題がなければこのまま採択という形でいっていただければいいのかなと思うんですけれども、もし何かつけ加えたいこととかございましたら、ちょっとこの場で言っていただいて、意見書の中に加えさせていただくというような形でさせていただければなと思っております。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 全国的に、PTA問題まで、これ出しとるとこないかな。ご存じのように、どこやった、岡山だかどこかもPTAなくなりますという報道がかなりされとったんやけど、先生の負担という割合の中にPTA問題というんが入とったと思うもので、そこら辺に関しては議論がなかったのかなと思って。どうでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 世古委員。

○世古安秀委員 そこまではちょっと確認できておりません。

○瀬崎伸一委員長 何かほかにご意見はございますか。

このまま請願を受けた意見書として出すということでご了解いただけますか。

南川委員。

○南川則之委員 最終の意見書については、採択になれば、委員長、副委員長に私は一任したいと思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

それでは、一任の声をいただきました。その向きで進めさせていただきます。

それでは、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第13号、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第13号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第14号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第14号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第15号、鳥羽市国民健康保険条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第15号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第16号、鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、議案第16号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第18号、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第18号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、請願第1号、鳥羽の子どもたちの「豊かな学び」の保障と充実を求める請願書について、採択することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、請願第1号につきましては、採択することに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

続いて、現在3班体制で実施している所管事務調査について協議を行いますので、説明員の皆さんは退席をお願いします。

説明員退席のため、暫時休憩をいたします。

(午前11時13分 休憩)

(午前11時14分 再開)

○瀬崎伸一委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

皆様ご承知のとおり、去る6月17日に開催した行政常任委員会において、各班の所管事務調査の結果報告を行いました。その際、1班と2班については最終報告を、3班は中間報告でありましたので、まずは3班よ

り最終報告をお願いしたいと思います。

世古委員。

○世古雅人委員 3班の最終報告について、私のほうから説明させていただきます。

おおむね前回の中間報告で報告させていただきましたので、あとの残りのつけ加えた部分について説明いたします。

日程としましては、最終的なものとしまして、令和6年8月に最終的な、移住定住、人口減少の聞き取り調査、それを企画財政課、そして建設課と行ったものをつけ加えさせていただきます。それを踏まえて、前回の報告では、子育て支援については報告させていただいておりました。そしてその中で、前回は3番目までを報告しましたがけれども、4点目として、市の活性化や人口減少を少しでも和らげるためには定住が重要であるということで、この皆さんにお配りしてあります、市有地などを活用した住環境の整備、そして支援策の検討を求めるというのを加えさせていただきました。

その中で、解体した公営住宅の跡地利用や未使用の市有地を住宅用地として売却する。そして、市営住宅を活用した子育て世帯や勤労者向けの優先入居制度の創設を図る。3点目に、市内の事業者等と連携を図り、市営住宅を活用した定住促進を図る。この三つの点を加えさせていただきました。

前回の中間報告の際に議長から、予算に関する点を予算委員会のほうで、関連するのどうかということも指摘がありましたので、そのことについても皆さんの意見を聞きながら、もし予算のことを予算決算常任委員会、そちらのほうで意見を出していくのであれば、その辺は、この文言とか内容についてはまた再度協議したいと思いますので、皆さんの意見、よろしくお願いします。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

3班の調査状況の報告が終わりました。

これからは、政策提言の実施についての協議に入ります。

各班の調査報告書の内容を踏まえ、政策提言を実施するために委員全員で内容の精査を行いたいと思います。ドライブのほうに提言書案を作成しておりますので、そちらをご覧ください。

この提言書案につきまして、事務局より補足の説明をお願いします。

事務局。

○岡村議事総務係書記 すみません、事務局、岡村です。

ドライブのほうに提言書案のほうを入れさせていただいているんですけども、こちらは、前回の行政常任委員会のほうで、正副委員長に内容については一任するという形でいただいていたので、正副委員長と事務局のほうで作成のほうをさせていただきました。

まず最初の文章のところなんですけれども、こちらを全て読み上げることはしないんですけども、最後のところですね、「調査結果に基づき市議会として下記のとおり提言するとともに、市長部局よりこれらの提言に対する回答を求めます」というところは入れさせていただきました。

残りの1班から3班までの提言の内容につきましては、皆さんもう目を通していただいていると思いますので、こちらの内容で問題がないかということは今からちょっと協議していただければと思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長　ありがとうございます。

私よりも少し補足をさせていただきます。

2班よりご提言をいただいております「生成A I、人事・行政改革、事業仕分け」についての提言という部分を文章としてまとめさせていただきました。前回の行政常任委員会においてご議論いただいたところでもあるんですけども、予算決算常任委員会における質問を質疑の通告制としてはどうかといった調査報告書をまとめていただいていた部分なんですけれども、その場で皆さんのご意見として、一度、2班の方々としては、職員の業務軽減の方向性でそのやり方が一つの方策ではないかといった内容だったと思うんですけども、我々の権限を狭める場合もあるといったことで、議会としての在り方を議会改革の特別委員会のほうで議論をしたほうがいいといったご意見がいただけて、その場で、それでよろしいですかといったところを採っておけばよかったんですけども、その議論の場では採っておりませんもので、私としても、できれば一度、議会改革のほうの場でそういった部分をご議論いただくという方向にしたいということで、今回の提言書案のほうにはその文言を入れておりません。

この方向でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○瀬崎伸一委員長　では、そういった方向で進めるということで、何かご意見がありましたらお願いをいたします。

（「今聞いているのは提言書全体の話ですか、それとも2班のその中の」の声あり）

○瀬崎伸一委員長　全体の話で。

（「ちょっと先に聞いておくべきやったかもしれないですけども」の声あり）

○瀬崎伸一委員長　山本委員。

○山本哲也委員　この提言書、最後のところ、先ほど3班が追加で説明していただいた人口減対策のところではちょっと確認をさせていただきたいんですけども、黒い点で3つ挙げていただいております。解体した公営住宅の跡地や未使用の市有地を住宅用地として売却するというのが一つ。市営住宅を活用した子育て世帯や勤労者向けの優先入居制度の創設を図るというのが一つ。市内の事業者等と連携を図り、市営住宅を活用した定住促進を図るというのが一つ。三つ挙げていただいていますけれども、僕、ここのところを詳しく、どうしてこういうふうな提言をしたのか、ところに至ったのかということちょっと聞いておきたいなと思ひまして、まず、解体したところを売却してどんどんと住宅用地として活用しようということやと思うんですけども、これ、現在も、ある程度の解体したところというのは順次売却していただいていると思うんですけども、それ以外で何か目立ったそういうところがあって、あえてこういうふうに加えて書いたのか、その辺の意図を3班の方、ちょっと教えていただきたいなというふうに思いますが。

○瀬崎伸一委員長　木下委員。

○木下順一委員　ありがとうございます。

言われるように、今も市営住宅の古いのから解体してやっています。それをもう少しスピードアップするというような意味で、ほかに何かあるかというのではなくて、これも前年度に何班かの方がこういう提言をされとる

と思うんですけども、これ以外にも土地の未利用の、それも併せてというようなことで、特段あれはないんですけども、市営住宅を順次、もっとスピードアップして解体したらどうですかということで書かせてもらうと思います。

○瀬崎伸一委員長 山本委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

であるのであれば、そこのよりスピード感を持った対処とか、何かそういった文言を入れておくこの今回上げる意味があるのかなというふうに思いますので、検討いただければなというふうに思うのと、これで二つ目のところ、子育て世帯や勤労者向けの優先入居制度の創設を図るというところの狙いのところなんですけれども、すみません、僕、ちょっと勉強不足と情報収集不足であれなんですけれども、今、現状、子育て世帯が入居しにくい状況であったり、例えば勤労者向けの優先入居制度というところが、例えばですけども、こういったところを検討されとんのかなというところをちょっと教えていただきたいなと。

○瀬崎伸一委員長 木下委員。

○木下順一委員 これ、7月8日やったつけ、建設課のほうと、この市営住宅の在り方について勉強会みたいな、レクチャーを受けたときに、全国的にこういうシステムを取り入れて、市営住宅に空きがいろいろあったりするので、そこを埋めに行くのにというようなお話を建設課のほうから聞いて、そういう施策か何か進められとるということであったんで、そういうことも先進事例に学んで進めていけばというようなことやったと思います。

○瀬崎伸一委員長 山本委員。

○山本哲也委員 了解しました。ありがとうございます。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 提言まではこの内容で僕は全然いいと思うんですけども、前回、そやで、浜口委員長のときの提言がありますよね。それで、その中で、どうやって執行部として取り組んでくれたかと、そういう回答が来ると思うんです。その回答を見ていないんですけども、僕らは、やっぱり結果論ですから、結果を重視するような取組をこの後やっぱりしていかないかんのじゃないかなと。提言するのが目的じゃないと思います。やっぱりそれが市民のためになっとるかという、また予算にしても、これが1億円の100万円やったと、これが本当にいいのかと、そこまでの議論をするべきやと思うとんやけど、そこら辺はどうでしょうか。

この言いつ放し、やりつ放しになっていないかというのを自分らでもやっぱり議論するべきやと思います。そうせな、やっぱりこうやって言われとる流れで言うだけが目的じゃないと思っていますから、そこら辺はしっかりとやるべきやと思うてますけど、どうでしょうかね。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

先ほど事務局よりも説明をしましたけれども、文としても、市長部局よりのこれらの提言に対する回答を求めます。これはもう現に動かしていきたいなと。今回の提言書に関しては、文字としてもこれを入れますので、回答を求めた上でまた行政常任委員会の皆さんの中で、この提言がどこまでいつているのかどうかというような議論も深めていけたらなとは、私としては考えておりますので、まずはどういう回答を返してもらえかと

いうところを待たざるを得ないというところも側面としてはあるのかなと思いますもので、そのような感じでご理解をいただければなと思うんですけども。

どうぞ。

○尾崎 幹委員 前回提言されとる部分は、ちょっと読ませてもらうたけど、回答文は読んでいないもんでね。ただ、問題と思ったのが、前回の浜口委員長が提言した内容に対して、同じことを今回も班でやって、それはDXなんですけれども、提言されとるわけですよ。そやけど、その間に今回の私らの班でやった職員さんの意見聴取、これに関しては全然進んでへんというのが現状やったもんで、どういう回答が来て、どう動いたかまではやっぱりチェックするべきじゃないかなと思うとって、それをする事によって、今回、私らがやったDXに関しても、進捗状況が職員から出てきたらええけど、無理ですというような意見のほうが多かったんじゃないかなと思っていますので、そやで、無理を提言してもいかんわけですから、そこまでフィードバックして、いい悪いじゃなしに、どこまで鳥羽市ができるのかというのを私らがやっぱり把握せな、次のやっぱり提言にはなっていかなのちやうかなと思っていますので、そこら辺までいきたいなと思ってるんやけど、皆さんどういう考えか、やっぱりそこは聞いておきたい話です。

○瀬崎伸一委員長 ただいまの意見について何かありますか。

これ、過去の分に関してもう一回回答を求めるということは可能なのか。

○尾崎 幹委員 過去の提言が出とったもんでね、これ読ませてもらうとよく似たことをやっぱりやっとなやなと。ただ、同じことをやっても同じ内容で返ってきたんやったら、そこをやっぱり一歩進めるためにはどうしたらええんやというんが議会の責任ちやうかなと思っていますけども。

○瀬崎伸一委員長 議長、どうぞ。

○河村 孝議長 尾崎議員おっしゃるとおりで、前回の提言書までは文書による回答というのは求めていなかったんです。執行部の回答としては、確かに受け取りましたと。できるものから順次予算化して、当初予算もしくは補正予算のときに説明をさせていただきますと。議会の提言を受けて、こういうところを拡充させていたましたというところでの執行部の、私は副議長で木下議員が議長のときに、口頭での回答だったので、その辺が皆さんに伝わりにくかったわけですよ。今回初めて提言書を出すに当たって、文書での回答を求めるところで、やっぱり記録としてこれをずっと残していくと。執行部の考え方であり、また来年度の当初予算についてどういうふうに反映してくるかというところをやっぱり文書で残して、それを積み重ねていくということが、尾崎議員指摘のとおり、大事だということで、今回もうマストでしっかり執行部からの考え方を、回答を求めるところを事務局としても強くつけてもらうというところで正副委員長にお願いしたところなので、また今回はちょっと違う形になるのかなと思うので、おっしゃるように、投げっ放しではいかないので、これを投げて、執行部の回答が返ってきた時点でまたそれを議会の中で精査する必要があるのではないのかなというふうに私は考えますけれども。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 今、議長が言われたとおりなんやけど、その答えが悪かったらやっぱり変えていかないかんわけですよ。この調査してもらった中身、やっぱり遅れとるとか足りないとか、するべきやというんを提言しとると思います。それは、早い遅いで言うたら、早ければ早いほど市民のためになったり、この市内のや

っぱり改革になったりすると思います。そこを積み重ねとったんではいかんというところ辺までやっぱり追求すべきやと。それは個人ですべきなんか、それとも、こうやって所管事務調査になっとるわけですけども、みんなでやって、みんなで答えを出しとんです。その答えのフィードバックが駄目ですよとなってきたら、何でやという話までは追求するべきやと思うんですけども、やっぱりそれはいろいろな市長の質によって、考えとる部分、考えてへん部分は出てくると思うけど、やっぱりやることはやっていかな、答えを出すことが目的なんやで。そこら辺は、皆さん、どういう考えを持っていますか。これはやっぱり個人でやるべきなんでしょうか。

形だけではなしに、中身が一番大事なんであってという話をさせてもらおうとんやけど、言うたからええんやとか、回答をもうたよって終わりなんやという、結果として市民や執行部の職員さんの改革になったり、それがプラスになっとるかというところ辺まで見るべきじゃないかなという意見なんです。

○瀬崎伸一委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 これ、尾崎委員が言うとおりのやと思います。これ、所管事務調査なので、個人でやる話ではなくて、きちっとそれに対して、議長もおっしゃっていただきましたけれども、回答を求めた上で、その後どうしていくかというのも、きちんとその後議論すべきことやと思います。

今まで、私は2期目なので、前回のときはコロナもあって1回目しか所管事務調査はなかったですけども、それは以前の流れからいっても、今までもそういう流れがずっと歴代続いていたと思うんです。ここで提言していただいて、今意見を言っていた中で、しっかりと回答を求めて、所管事務調査、議会としての在り方ということを今後議論していけばいいのかなと思います。それは回答が来た後になるかと思うので、しっかり議論して、ここですべきかなと思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 僕だけなんか分からんけど、やっぱり出した限りはそれを達成する。それを、時間をかけるんじゃないしに、やっぱりスピーディーにやっていくというんがこの議会の力ちやうかなと思ってまして、よそこからね、鳥羽第三者の人らが言うてくる意見を提案するんじゃないんですから、これはやっぱり積み重ねの中の問題点をクローズアップさせて、その中身の内容を変更さす、もしくはスピードをつけて結果を出すっていうんが僕らの目的と思っていますよって、それに関しては、やっぱりしっかりとした回答の中身を、予定を組んで、ランダムにどう変えていくかというところまで議論するんが本来の形ちやうかなと思っていますので、それが結果として出てきたら、これは政治ですよ。結果じゃなしに、言うた言わへんだけで終わっとなやったら、これは政治じゃないと思っていますから。そこに関してはやっぱりしっかりとやりたいなと僕は思ってますよって、だからそこで、皆さんが、こうやって積み重ねやと、何年かかってもええんやないかって言うんやったら、個人でやっていかないかんのかなという考えを持ったもんで、そういう意見を出したんですけども。

これやっぱり問題やったもんで、みんなクローズアップしとんですよね。今までせないかんことをできてへんよって、しましようという話が多いと思います。これはやっぱりやることによって、市民の住みやすいまちになるんは確かやで、これを早くやるという目的をしっかりとしていかな、回答をもろたからいいんじゃないしに、回答を結果として求めることを、それも時間を区切ってやっていくことが普通じゃないかなと思うとんで

すけど。そういう形でできるもんならやっていただければありがたい。もうそれだけです。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 木下委員。

○木下順一委員 尾崎委員の言うことはごもっともやと思っていますし、今、鳥羽市議会にそういうサイクルがちょっとできていない。決算もそうですけれども、決算すると提言書も出しますけれども、回答をもらう。回答の結果によって、また委員会の中でそれを追求するという、こう一連の流れみたいなものをまた議会改革か何かでつくって、そういうのをすれば回っていくんじゃないかなというような気もするんやけども、それもみんな考えて、その辺も進めていったらどうかなと思う。言われるとおりにやと思いますよ。

○瀬崎伸一委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 この所管事務調査というのは、すごく重いものがあると思うんですね。それぞれの皆さんがここだということを調査して、ようやくその中身が分かってきて、課題も浮き上がってきたので、これを個人は個人としてですので、だけれども、この行政常任委員会の所管事務調査というのはすごく重いものがあるので、やはり要望でも提言でも何でも途切れていくことなく持続可能に続けていく、そして検証していくというのが、私は所管事務調査の権限ではないのかと理解しておりますが。

（「続きをつくっていかないかん」の声あり）

○坂倉広子委員 そうです。流れをね。そうです。おっしゃるとおりです。

○瀬崎伸一委員長 議長、すみません。

○河村 孝議長 皆さん、もうおっしゃられていることは一緒やと思います。だからこそ今回回答を求めるんであって、文書による回答を。今までそれをできなかったことを今回、前へ進めたんですよ。正副委員長を中心に進めていただくということなので、まずは執行部の回答を待つということが大事なのかなと。その回答について深掘りしていくのは次のステップであるんで、当然それはやっていただかなければならない、議会としてはですね。

ただ、今回の提言書に入っているようなところで、早急に、じゃ、答えが出せるのかというようなところもありますので、例えば「離島架橋」のところとかですね。考え方は聞けるけれども、じゃ、早急にそれができるのかというと、市がそれは言っても、国がうんと言わなきゃ動かない話であるとか、逆に言えば「子育て、人口減少」のところについて、予算をかけなくてもすぐ変えられるだろうという提案も中にはございます。さらに、前回も触れましたけれども、予算を伴う提言もあります。

そういったところで、議会に予算の編成権と執行権がないのに、どこまで、じゃ、議会が執行部に対して、申入れはできますよ、それを、じゃ、議会が実行できるかといったら、実行する権限がないわけですよ。あまりここで市民が勘違いするようなことを言ってしまうと、議会は何もやらへんやないかというふうになってしまうので、そうではなくて、議会が持っている権限の中で目いっぱい何ができるのかということが基本のスタンスになるわけです。

だから今回、所管事務調査を3班に分かれて2年間かけて調査していただいて、皆さんにご苦労いただいてここまで仕上げとるわけですから、これを提言して執行部の回答を待つということを皆さんにここでご議論いただいて、それを了承いただいたら提言を出して執行部の回答を待つ。その次のステップはその次の段階なの

で、この場合は、まずこの出していただいた提言書で皆さんの合意形成が取れるかどうかというところを諮っていただくのが基本だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 どうぞ、世古委員。

○世古雅人委員 皆さん、考え方というか、今の現状は皆、持つとるのが同じなのかなと思います。それで、今、議長が言われたように、やはり一歩進んで回答をもらおうという、このことがやっぱり一番大事なことであって、今話し合っているのは、そういうことで結論を出したらいいのかなと。

私も一般質問をさせてもらっていますけれども、やっぱり振り返りが大事やなど。それを各議員それぞれがしっかりとやっていけば、おのずから結果が出るか出やんか、確かに提案したことは執行部が行うのであって、我々が答えが全部返ってくるのはほぼほぼないかなと思うんですけども、そういう結果をどうなんかなんて言うていくことが大事なんかなと思いますので、その辺はまた別として、今回の今の議論しているのは、これを一歩進んで回答をもらっていることが、私としては、すごく前に進んでいるのかなと思いますので、意見としてはそう思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 僕の考えはちょっと違ひまして、出した限りは回答が来ますよね。新たなそれが取組やったわけですね。その回答を次どうしていくかというんは、あそこでやっぱり同時進行でやっていってもらおうと、上がってきたら、次せないかんことがもう見えてくるわけですね。

先ほど議長が架橋の話をしましたけれども、そういうのは調査したんやったら、一遍、国とか外郭団体へ行って、本当はこれしたいんやけど、うちは金ないんやって、そういう議論まで次につながっていく話なんです。それはもうすぐ行くんが、昔やったもんでね、僕らはそうやってきたもんで、ただそれが、やっぱり段階を踏んで段階を踏んでと言いますけれども、その段階を踏むことによって前向きな形に市役所がなるのかなというんが、やっぱり二元代表制ですよ。やろうと思えば議会でするわけですよ。それで、しようと思つて、そういう例はいっぱい見えています。

ただ、それをするか、しいひんかは、合意形成ですよ。それをないようにするためには、議会改革の中でもう一歩進んだ流れを同時進行することによって、皆さんが、調査、研究、要望、そこまでを現実化、形にしていく流れがうちはまだないもんで、そういう話をしただけで、言うことが目的じゃないですよ、皆さん。みんな一緒やというんですから。結果を出して、結果が市民の役に立ったらいいんです。そこまでやってないんじゃないかなというんが、ここ長い間の流れができてきくと僕は思うてますもんで、もっと活性化しましたもんでね。

ただ、それ、やり方が変わったよって、違うようになつとんかなっていう、自分のやってきたことと、今新たな流れを見とると、ちょっともう一つ、一歩進めるんじゃないかなという考えを持っていますので、そういう意見を出させてもらいました。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 議長。

○河村 孝議長 私が議員になってから記憶がある限り、議会の合意形成が取れて、それを全部、国まで要望活

動に行ったということは、私の中ではないんですよ。尾崎議員が、グループ、仲間で国へ陳情しに行って積極的に活動しているというのは私も目にしていますし聞いていますし、それは、でも、議会の全議員の合意形成を取れてやっている要望活動ではないわけです。もちろん、その離島架橋のところも、前木下議長と県まで出向いて、離島振興法のところで前回と変わっていないで、ばちばちの言い合いをしてくれていますよ、もちろん。それは、でも、全議員ではなくて正副の議長として出向いとるだけで、全議員の合意形成は取っていないわけですよ。

今回の提言書というのは、だからこそ、全議員の合意形成を取って出すからこそ、坂倉議員おっしゃるように重いものがあるわけです。だからしっかり回答をもらって、それについて返ってきた回答にみんなが議論をして、次どういうふうに進めるんやというところに意味があるわけですよ。

まずそれを議論していただかんと、その先の話は、尾崎議員おっしゃる、議会としてそれが至らない部分があるとおっしゃるのであれば、それは議会改革のほうにしっかり提言していただいて、そういったことを進めるべきではないのかというところ、議会改革のところでもんでいただくのが一番よいのではないのかなと思うんです。

まずはこの場合は、今回の提言書をみんなが、これでいける、これで賛成やという合意形成が取れるのかどうかをまず一番に議論していただいて、その後の話は次の話なので、まずこの場で、何回も言いますが、ご議論いただくのは、この提言書の内容でいいのかどうかをご議論いただきたいなと思うんですけれども。

（「僕はこのままでいいと思います。次につながるように持って行ってほしいだけで。それがないように思ったもんでね、前回のが」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 木下委員。

○木下順一委員 先ほど山本議員から、我々3班のところの文言でちょっと変えたほうがいいんじゃないかという指摘をいただいたんで、その辺はちょっと相談して変えたほうが、今後、スピード感を持ってとかいうような、その辺はちょっと変更させてください。それだけです。

○瀬崎伸一委員長 山本委員。

○山本哲也委員 尾崎委員も、この提言書には大丈夫やということであれやっただけですけど、要するに、検証をどうするかということやと思うんですね。出しといて、提言して、返ってきて、それで、じゃ、検証をどうするかということやと思うんです。出した結果どうなんねというところの話ですからね。そこが動くのは、議長もおっしゃったように、提言の内容によって時期も違いますし、検証できるタイミングも変わってくると思うので、その辺は時期時期見ながらこの所管事務調査をもう一回動かしても僕はいいかなとも思いますし、それがもうそうじゃないというのであれば、個人でも全然行ってもいいと思います。そやで、個人でやらなあかんのか、議会でやらなあかんのかというのは、別に決まりも何でもないですから、行くときに行ったら僕はええかなと思うんで、それが、じゃ、議会で動く必要があるのかどうなのかというのをこのまた委員会で判断すればいいかなと思うので、おっしゃっていただいたように、そのサイクルをどうつくっていくかというのはすごく大事なことやと思うので、これを議会改革でやるのか、この委員会の所管事務調査の動かし方なんで、この委員会で、僕、やってもいいんじゃないかなとは思っているので、その辺はどう考えていくかというところやと思いますので、僕は、この所管事務調査はどうあるべきなのかというのはこの委員会で考えてもいいのかなと、

議会改革じゃなくてもね。そうじゃないと、その動きというのがスムーズにならんかなと思うので、この委員会ですらやっ払いこう、こうやっ払いこうと決めて、もうそれをスムーズに動かしていくというのが一番いいんじゃないかなと思うので、その辺も方法とかをいろいろと検討しながら進めていただければいいんじゃないかなと思うんですけども。皆さんに多分共通して言えるのが、このサイクルをしっかり確立させて、言いつ放して終わらんようにしようというところだけは皆さん一緒やと思うので、そこをある程度形が見えるように、議会としてもそういったところを変えていかなあかんの違うかなというところやと思いますので。

以上です。

○瀬崎伸一委員長　ありがとうございます。

濱口委員。

○濱口正久委員　この今回の提言書の案についてですけれども、先ほど来皆さん言われているように、「子育て、人口減少」の3班のところなんですけれども、人口減少対策のところについては、ちょっと細か過ぎるところも僕もちょっと気になるなというところがあったので、この辺はちょっとしっかりと正副委員長で文言のほうをまたもんでいただければなと思いますけれども。少し訂正をかけていただいたほうがいいのかなと。修正のほうはいい案が出ましたのでと思います。

○瀬崎伸一委員長　今回の提言書案については、やはり1、2、3班の皆さんは所管事務調査を鋭意行っていたということ、できるだけ思いを漏れなく入れたいというつもりでつくったものであります。ただ、文章の表現の加減であるとかいったもので、ちょっと抜けてしまっている部分もなきにしもあらずなのかなという不安もありますもので、そういったところも、各班の皆さん、提言をまとめていただいた皆さんにご意見をいただければと思います、今回はこの場を持っておるようなところでございます。

特にご指摘がなければ、先ほど来ご意見いただいているところを、一旦修正をかけるべきはかけさせていただいた後、また進めていければなと思うんですけども、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○瀬崎伸一委員長　よろしいか。

それでは、ご意見も出尽くしたようですので、この内容を加味いたしまして、修正かけるべきをまた正副委員長で検討した後、政策提言とさせていただきたいなと思っております。

本日も協議いただいた内容については、9月24日本会議での委員長報告において触れるとともに、本会議終了後に市長への提言といたしたいと思います。ご承知おきをお願いいたします。

本日も協議いただく内容は、以上で全部になります。

これをもちまして、本日の行政常任委員会を散会いたします。

（午前11時51分　散会）

委員長はこの会議録を作りここに署名する。

令和6年9月9日

行政常任委員長 瀬 崎 伸 一